

○公立大学法人福岡県立大学入学料の免除に関する規則

法人規則第151号

平成29年9月27日

(趣旨)

第1条 公立大学法人福岡県立大学の授業料等に関する規程（平成18年法人規程第34号）第6条第1項の規定による理事長が特に必要があると認める入学料の免除については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「学部生」とは、福岡県立大学に入学する者をいう。

2 この規則において「大学院生」とは、福岡県立大学大学院に入学する者をいう。

3 この規則において「法令等」とは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）をいう。

(入学料の免除)

第3条 理事長は、学業が優秀であり、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難と認められる大学院生に対し、入学料を免除することができる。

- (1) 大学院生と生計を一にする者が、免除を受けようとする入学料の納期限前1年以内において、地震、風水害、火災その他の災害による著しい被害を受けた場合
- (2) 免除を受けようとする入学料の納期限前1年以内において、大学院生の学費を主に負担している者に死亡、生別、長期にわたる疾病、失業等の事情が生じた場合
- (3) 大学院生と生計を一にする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている場合
- (4) 児童養護施設等の児童福祉施設入所者が進学する場合で、親族等からの扶養が期待できないと認められる場合
- (5) 第1号、第2号に準ずる場合であって、理事長がこれらに相当すると認める事由があるとき

(免除の期間及び額)

第4条 前条第1項の規定による入学料の免除は、入学ごとに行う。

2 免除の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部生に対する免除の額は、法令等に定めるところによる。ただし、学部生（県外の者に限る。）のうち、当該学生と生計を一にする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）

による扶助を受けている場合における免除の額は、法令等に定めるもののほか、入学料の全額から法令等による減免額を除いた額とする。

(2) 大学院生に対する免除の額は、入学料の全額とする。

(免除の申請)

第5条 免除を受けようとする学部生（前条第2項第1号但書に該当する者に限る。）及び大学院生は、入学料免除申請書（様式第1号）を入学手続期間内に理事長に提出しなければならない。

2 大学院生は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 家庭調書（様式第2号）

(2) 生計を一にする者全員の住民票（個人番号の記載がないもの）の写し

(3) その他理事長が必要と認める書類

(審査)

第6条 入学料免除の申請が行われた場合、速やかに審査を行い、次の各号に掲げる様式により審査結果を申請者に通知するものとする。

(1) 入学料免除承認通知書（様式第3号）

(2) 入学料免除不承認通知書（様式第4号）

(納期限の延長)

第7条 理事長は、法令等又は前条第1項の規定による入学料の免除の申請をした学部生及び大学院生に対し、入学料の納付を行うのに相当と認められる期間、入学料の納期限を延長することができる。

(免除の取消し)

第8条 理事長は、次の各号に該当する者に対し、入学料の免除を取り消すものとする。

(1) 入学料の免除を受けた学部生が、法令等に定める要件に該当したとき

(2) 入学料の免除を受けた大学院生が、偽りその他不正な手段により免除を受けていたことが判明したとき

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、学生委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年12月14日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

公立大学法人福岡県立大学 理事長 殿

入 学 料 免 除 申 請 書

下記の理由により、入学料の免除を受けたいので、公立大学法人福岡県立大学入学料の免除に関する規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(入試区分) 学部 大学院 (該当項目にチェック)

(受験番号・学科又は専攻)

(住 所)

(氏 名)

印

記

(免除を必要とする理由)

該当項目に チェック	申請理由
<input type="checkbox"/>	入学者と生計を一にする者が、免除を受けようとする入学料の納期限前1年以内において、地震、風水害、火災、その他の災害による著しい被害を受けたため
<input type="checkbox"/>	免除を受けようとする入学料の納期限前1年以内において、入学者の学費を主に負担している者に、死亡、生別、長期にわたる疾病、失業等の事情が生じたため
<input type="checkbox"/>	入学者と生計を一にする者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けているため
<input type="checkbox"/>	児童養護施設等の児童福祉施設入所者であり、親族等からの扶養が期待できないため
<input type="checkbox"/> 上記以外	

様式第2号 (第5条関係)

家庭調書							
※印のところは該当のものを○で囲むこと。							
ふりがな		※男・女	生年月日	受験番号			
氏名			年月日生(歳)				
本人所住	〒() -						
家族所住	〒() -						
家族及び	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	職業	給与所得の収入	給与所得以外の収入
所	(本人を除く) 就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	通学別
							※自宅・自宅外
							※自宅・自宅外
得		臨時的な所得 (※退職金・保険料・その他 ()) 円				支給月	年月
	本	通学別	※ 自宅 ・ 自宅外 (学生寮 ・ その他 ())				
	人	奨学金	※日本学生支援機構 (第1種・第2種きぼう21プラン)・併給) その他 ()				奨学金の年額 円
	その他	※アルバイト・仕送り・その他 () による収入				月額 円	
上記のとおり記載事項に相違ありません。							
						年 月 日	
公立大学法人福岡県立大学 理事長 殿						氏名 印	
(添付書類) ・ 市町村長の発行する所得証明書等 ・ 申請者の学費を主に負担している者に死亡、生別、長期にわたる疾病、失業等の事情を確認することができる書類							

様式第3号（第6条関係）

福県大学第 号
年 月 日

様
(受験番号)

公立大学法人 福岡県立大学
理事長

入 学 料 免 除 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった入学料の免除について、承認することを決定したので通知します。

様式第4号（第6条関係）

福県大学第 号
年 月 日

様
(受験番号)

公立大学法人 福岡県立大学
理事長

入学料免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった入学料の免除については、承認しないことを決定したので通知します。つきましては、下記のとおり入学料を納付してください。

記

1 納付期限 年 月 日

2 納付額 入学料 円

3 納付方法

1の納付期限までに入学料の全額を一括して納付すること。期限までに納付されない場合は、入学を辞退したものと取り扱います。なお、既納の入学料はいかなる理由があっても返還しません。